

設楽町オープンカウンタ試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本町の発注する物品購入について、設楽町契約規則（平成17年設楽町規則第44号）、設楽町物品購入執行規則（平成17年設楽町規則第46号）に定めるもののほか、オープンカウンタの試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領においてオープンカウンタとは、物品購入の発注について案件を公開し、一定の資格を有する者で、参加を希望する者（以下「参加者」という。）から見積書の提出を受け、予定価格の制限の範囲内で最低の見積価格を提示した者と契約を締結する公開見積競争の方法をいう。

(参加資格)

第3条 参加者に必要な資格は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 設楽町入札参加資格者名簿（物品等）に登録されている者であること。
- (2) 案件の公開日前日から契約の相手方の決定までの間において、本町より指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 案件の公開日前日から契約の相手方の決定までの間において、本町より「設楽町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年3月29日設楽町長・愛知県設楽警察署長締結）」に基づく排除措置を受け、その期間中でないこと。
- (4) 前各号に規定するもののほか、対象案件ごとに定める要件を満たす者であること。

(対象)

第4条 オープンカウンタによることができるとする契約は、予定価格が80万円以下の物品購入とし、種目等を考慮して決定するものとする。

2 オープンカウンタの試行は、あいち電子調達システム（物品等）の電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）又は、紙により行うものとする。

(紙見積りによる参加)

第5条 オープンカウンタ案件において、紙見積りを希望する参加者は、紙見積参加承認願（様式1）により申請し、紙見積審査結果通知書（様式2）により承諾を得るものとする。

2 紙見積りについては、参加者の責によらないやむを得ない理由があると認められる場合に限り、参加を承認するものとする。

(仕様書等の公表)

第6条 オープンカウンタに係る仕様書等は、電子入札システム及び設楽町ホームページにおいて閲覧に供するものとする。

(同等品の提案及び承認)

第7条 参加者は、同等品を提案する場合には、案件ごとに定める期限までに担当課に見本等を提示し、承認を得るものとする。

(仕様書等に関する質問及び回答)

第8条 参加者は、仕様書等に質問がある場合には、案件ごとに定める期限までに行うものとする。

2 質問に対する回答は、見積書の開札日の前日までに当該質問者に行うものとする。

(見積書の提出)

第9条 見積書は、公表された仕様書等の内容に基づき、指示された見積方法により作成し、当該見積書の提出期限までに、次の方法により提出するものとする。

- (1) 電子入札システムを利用して行う場合は、電子入札システムにより提出するものとする。
- (2) 紙により行う場合は、総務課へ直接持参するものとする。

(供給物品明細書の提出)

第10条 オープンカウンタにおける供給物品明細書の提出を求めた場合の方法は、次のとおりとする。

- (1) 電子入札システムを利用して行う場合は、見積書の提出時に電子入札システムの添付機能を利用して提出するものとする。
- (2) 紙により行う場合は、見積書へ添付して提出するものとする。

(参加資格の確認)

第11条 契約担当者は、契約の相手方を決定するときは、第3条で定める参加資格を満たすものであることを確認するものとする。

2 前項の確認は、見積書の提出後に行うものとする。

(見積りの無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) 見積参加者の参加資格を有しない者のした見積り
- (2) 提出期限までに所定の方法により到達しない見積り
- (3) 見積りに際して談合等による不正があった見積り
- (4) 記載事項に誤りのある見積り又は記載事項が確認できない見積り
- (5) 同一事項の見積りに対し、2以上の意思表示をした見積り
- (6) その他あらかじめ指示した事項に違反した見積り

(契約の相手方の決定)

第13条 契約担当者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方と決定する。

2 前項において、同価の見積りをした者が2者以上あるときは、電子くじにより契約の相手方を決定するものとする。

(落札者がいない場合の手続)

第14条 オープンカウンタにおいて、予定価格の制限の範囲内で最低の見積価格をもって有効な見積書を提出した者がいない場合は、不調とする。

2 オープンカウンタにおいて、不調又は参加者がいないとなった場合の案件で、仕様書等又は参加資格等を変更して行おうとする場合は、再度オープンカウンタで行うことができるものとする。

(決定の通知)

第15条 契約担当者は、オープンカウンタにより契約の相手方が決定したときは、次により参加者にその旨を通知するものとする。

- (1) 電子入札システムを利用して行う場合は、電子入札システムにより通知するものとする。
- (2) 紙により行う場合は、電話又はその他確実な方法により通知するものとする。

(結果の公表)

第16条 契約担当者は、オープンカウンタにより契約の相手方を決定したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 案件番号
- (2) 発注所属

- (3) 案件名称
- (4) 納入場所
- (5) 開札日
- (6) 落札者
- (7) 落札金額

2 公表の方法は、あいち電子調達システム（物品等）の入札情報サービスサブシステムにより行うほか、総務課で閲覧できるものとする。

（雑則）

第17条 この要領に定めるもののほか、オープンカウンタの試行に関し必要な事項は、総務課長が定める。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

様式1（第5条関係）

年 月 日

オープンカウンタ（公開見積競争）紙見積参加承認願

設 楽 町 長 殿

住 所

氏 名

（名称及び代表者職氏名）

印

下記のオープンカウンタの案件については、電子入札システムを利用しての見積書の提出ができないため、紙見積りでの参加を承認してください。

記

1 案件番号

2 案件名称

3 電子入札システムで参加できない理由

4 担当者連絡先

様式2（第5条関係）

オープンカウンタ（公開見積競争）紙見積審査結果通知書

年 月 日

様

設 楽 町 長

年 月 日付けで承認願の提出されました、下記のオープンカウンタ案件への紙見積参加について承認します。

記

1 案件番号

2 案件名称

3 紙見積りに関する事項

(1) 見積受付期間

(2) 見積書提出場所

(3) 開札日時

(4) その他必要事項

参考様式（第7条関係）

オープンカウンタ（公開見積競争）同等品提案申出書

年 月 日

設 楽 町 長 殿

住 所

氏 名

（名称及び代表者職氏名）

印

下記のオープンカウンタの案件について、同等品を承認してください。

記

1 案件番号

2 案件名称

3 同等品提案内容等

(1) 商 品 名	
(2) メ ー カ ー 名	
(3) 品 番	
(4) 参 考 価 格	
(5) 参 考 U R L	
(6) 使 用 規 格 等	
(7) カ タ ロ グ ・ ペ ー ジ	
(8) 備 考	

参考様式（第7条関係）

オープンカウンタ（公開見積競争）同等品提案承認書

年 月 日

様

設 楽 町 長

年 月 日付けで提出のありました、下記のオープンカウンタについて、同等品を承認します。

記

1 案件番号

2 案件名称

3 同等品提案内容等

(1) 商 品 名	
(2) メ ー カ ー 名	
(3) 品 番	

参考様式（第9条関係）

オープンカウンタ（公開見積競争）見積書

年 月 日

設 楽 町 長 殿

住 所

氏 名

（名称及び代表者職氏名）

印

下記のとおり見積ります。

記

（税込み金額）

金 額	百万	拾万	万	千	百	拾	円

ただし、下記の案件の代金

1 案件番号 _____

2 案件名称 _____